

使用者の立場から



輪島 忍

ただいまご紹介をいただきました。日本経団連の労働政策本部の輪島と申します。本日はお招きをいただき本年6月のILO総会での議論の使用者側としての立場をご説明させていただく機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

まず、私自身は、1997年と98年に開催されたILO総会の使用者側の担当でありましたので、この議題に関わって今回で3度目ということになります。そういった観点からは、ようやくここまで来て、この先、議論が続いていくという感じがしております。ですから、ある意味では通過点と思っております。

過去のILO総会では、ご紹介がありましたように「コントラクト・レイバー」という英語の表現で議論をしました。97年当時、労働省は議題の仮訳として「契約（請負）労働」としていました。日本国内における民法上の請負契約ということで総会準備をしましたが、実際にスイスのジュネーブに行ってみますと、三者間雇用関係等いろいろな話がありまして、内容は日本の請負労働とは違うものでした。

特に97年には定義について大変議論が紛糾しました。栗真さんからも紹介がありましたが、スペイン語圏では、コントラクト・レイバーという言葉が違う言葉に置き換えているらしいのです。これはほとんど請負労働ということとはかけ離れた言語イメージだそうです。このことは政府代表、労働者代表、使用者代表のそれぞれが意見表明し、ILO事務局が何を目指しているのか、あまり参加者にはよくわからない混乱した状況でした。

総会では、当初から2次討議まで予定されていまして、2年目の98年にも総会議題として議論したわけです。前年同様、大変むずかしい定義の議論になりました。結局、定義の議論だけに終始し、結論を得ることができないというような状況でした。

今年、新たに「雇用関係の範囲」というタイトルで総会議題の一般討議として議論することになりました。使用者側委員の中には97年、98年の議論に参加をしている人が20人程度いまして、最初、使用者側の委員で集まると、「97・98年の失敗」を繰り返してはならないという発言がありました。

それからもう1つ、使用者側の名誉のために、1つだけ申し上げておきたいと存じます。先程、滝沢さんが指摘された使用者側の退席についてです。97年、98年の議論では実際には退席してないと思います。修正案文の審議の際、使用者側が採決に参加しなかったことがあった記憶がありますが、退席ではありません。ただし、第3回目の議論にいつまでつきあうのかと緊張する場面はあ

りました。使用者側の名誉のために一言だけお話をしておきたいと思います。

三者委員会で使用者側は次のような点を主張しました。第1に、各加盟国の労働市場の現状がさまざまであることから、「雇用関係の範囲」については、各国の実情に合わせて対応すべきこと。第2に、経済のグローバル化にともない、企業は激しい競争にさらされており、効率的市場開発の阻害要因とはならないように対応すべきこと。第3に、97・98年に議論を重ねた経過があって、その時にも定義の議論には大変苦勞した。そこで、今回は詳細な定義の議論は避けること。第4に、国際文書の採択については絶対反対。

この他、栗真さんの資料で、使用者側の意見として「新たなカテゴリーを作ることになる」となっています。雇用関係ということであれば、使用者と労働者の二者間関係、さらに請負や委任契約による契約関係がこれまでの「カテゴリー」です。「新たなカテゴリー」とは、雇用契約でもなく、委任契約等でもなく、偽装であるとか、曖昧である働き方を意味することとし、そういうカテゴリーにある人を保護の対象にしてはどうかというものです。使用者側としては、新たなカテゴリーを作ることになるので概念上、むずかしいと主張しているものです。

また、既存のILO条約、例えばパート労働条約や家内労働条約、民間職業紹介事業所条約などの重複は避けてほしいというような議論がありました。

各国政府の意見は、開発途上国と先進国で若干のニュアンスの違いがあったように個人的には感じました。途上国政府のご発言を聞くと、保護が必要だと感じました。先進国政府は、例えばインターネットを活用して働いているとか、在宅勤務などをイメージした雇用関係の話であったかと思えます。どうもそこらへんのイメージがだいぶ違ったのではないかと思います。

最後に討議の結論です。すでにご紹介があった通り「勧告形式の国際文書」を作るということになりました。使用者側としては、「雇用関係の範囲」という広い概念から、「偽装雇用」という限定されたものになったのではないかと考えております。しかし、これから長い結論までのスタートラインに立ったということも言えると思います。そして議論の本質は97年の原点に戻るのではないのでしょうか。

さらに「三角雇用関係」の議論は、今回解決をしなかったわけです。二者間雇用関係での偽装、もしくは曖昧という点については討議されましたが、新たな国際文書を作るときに、三角雇用関係を含まないかどうかについては、結論は出ておりません。いよいよILO事務局も大変だと思っています。以上でございます。(拍手)

(わじま・しのぶ 日本経済団体連合会労働政策本部雇用・労務管理グループ長)